

# ASAHI NEWS

令和3年4月12日  
第133号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■ ■ ■ 4月の主な予定 ■ ■ ■

### 税務・会計

令和2年分 所得税の確定申告期限:4月15日

令和2年分 贈与税の申告期限:4月15日

令和2年分 消費税(個人)の確定申告期限:4月15日

固定資産課税台帳の縦覧期間:4月1日から4月20日まで又は市町村の条例で定める  
同税の第1期目の納期限までのいずれか遅い日までの期間

給与支払報告に係る異動の届出期限:4月15日

### 経営・経済

4月01日:消費税込みの総額表示が義務化

4月05日:国際通貨基金(IMF)・世界銀行の春季会合(オンライン開催、11日まで)

4月07日:G20財務相・中央銀行総裁会議(テレビ会議)

4月19日:貿易統計発表(財務省)

4月23日:全国消費者物価指数発表(総務省)

4月26日:日銀金融政策決定会合(日銀、27日まで)

4月27日:経済・物価情勢の展望(展望レポート)(日銀)

4月29日:米GDP速報値(商務省)

4月30日:有効求人倍率発表(厚労省)

4月30日:鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



## 「相続税と贈与税の一体化」

令和3年度税制改正大綱が昨年末に発表され、今回は小幅な改正しか盛り込まれませんでした。相続税と贈与税の一体化に向けた法改正への動きについての記載がありました。今回はこのテーマについてご説明いたします。

「諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する観点から、現行の贈与税制の在り方を見直すなど、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて本格的な検討を進める」と、2つの税の一体化に向けた法改正への動き出しがある模様です。



### 暦年贈与課税と相続時精算課税

日本においては、原則として、財産の取得が相続によるか贈与によるかによって、異なる税率や控除が設定されており、別々に課税されるしくみとなっています。

贈与については、以下の「暦年贈与課税」と「相続時精算課税制度」の選択制ですが、「暦年贈与課税」が原則で、申告や届出をすることにより「相続時精算課税制度」による贈与が可能になります。この「相続時精算課税制度」を選択すると、それ以後の贈与は、相続と一体の課税となります。

暦年贈与課税	相続時精算課税制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間に110万円まで贈与税が非課税</li> <li>暦年に贈与された財産に対して、贈与財産の金額の大きさに比例して10%~55%の税率で課税 (例)310万円を贈与 <math>(310万-110万) \times 10\% = 20万円</math></li> <li>相続開始前3年以内の贈与財産を相続財産に<b>加算</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人の贈与者につき、一生涯を通じて2,500万円まで贈与税が非課税</li> <li>贈与財産の金額の大きさに関係なく、一律20%の税率で課税(納付された贈与税=前払相続税) 【例】3,000万円を贈与 <math>(3,000万-2,500万) \times 20\% = 100万円</math></li> <li>相続時精算課税により贈与された贈与財産は<b>すべて</b>相続財産に<b>加算</b></li> </ul>

現在は、この「暦年贈与課税」制度の非課税枠を利用して、税の負担なく次の世代に資産を承継することが可能です。このような富裕層の税負担回避防止や、それを利用しない人との公平性の観点等から、今後はこのしくみについて見直していくという考え方が打ち出されました。

例えば、父が、2人の子供とその配偶者2人と孫4人の合計8人に、1人年110万円を10年間贈与した場合、

$$8人 \times 110万円 \times 10年間 = 8,800万円$$

を非課税で次世代に移すことができます。

そのうち、推定相続人の子2人への贈与について、相続開始前3年以内の2人×110万円×3年間=660万円は相続財産に加算しなければなりません。差額の8,140万円は、非課税となります。

※今後の改正次第では、このような税制上のメリットが使えなくなりますので、注意が必要です。

### 「教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置」の見直し

今回の税制改正では、この2つの非課税措置について、小幅ですが次のような改正が盛り込まれました。どちらの制度も、令和5年3月31日まで2年間延長となり、以下の点が変わります。

- 贈与者の死亡時に、贈与者の子以外の直系卑属(孫やひ孫等)に相続税が課税される場合に、相続税額の2割加算の対象となります。(令和3年4月1日以後の贈与等から)
- 「教育資金の一括贈与の非課税措置」については、贈与者が死亡した時に、以下のいずれかに該当するもの以外の全ての贈与に対する残額が相続税の対象となります。(令和3年4月1日以後の贈与等から)
  - 23歳未満である場合
  - 学校等に在学している場合
  - 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
- 「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置」については、受贈者の年齢要件の下限が**20歳から18歳に引き下げられます**。(令和4年4月1日以後の贈与等から)

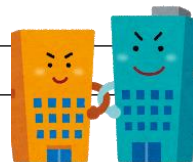


## 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設！

中小企業の経営資源を集約化に資する税制とは、いわゆるM&A税制と呼ばれ、M&Aにおけるリスク負担を税制により補完し、企業の再編を後押しする制度です。本制度の適用には、株式の取得前に経営力向上計画を作成・申請し、認定を受ける必要がありますので、詳細は弊社担当者までご連絡下さい。

### 制度概要

一定の要件を満たす中小企業がM&Aを行った場合に、**準備金の積立(事前の費用化が行われ、段階的に収益化)**を認める措置が講じられました。



### 認定要件

適用には下記の要件があります。

経営力向上計画の認定	株式取得保有の要件
① 青色申告書を提出する中小企業者(※1)(一定のものを除く。)であること。 ② 経営資源集約化措置(仮称)が記載された経営力向上計画の認定を受けること。	① 経営力向上計画にしたがって他の法人の株式等を購入により取得すること。 ② 取得した株式を取得の日を含む事業年度終了の日までに継続保有していること。

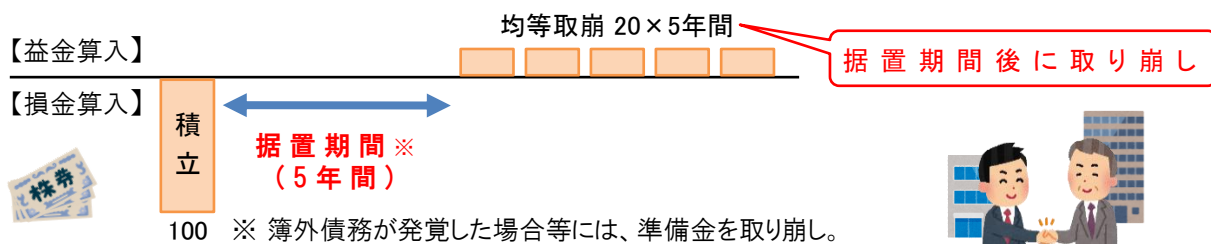
### 税制措置の内容

準備金の積立により株式等の取得価額の70%を損金算入(後に益金算入)が認められます。

#### ▶ 準備金の積立(リスクの軽減)

- 株式等の取得価額(※2)の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てることと損金算入が可能となります。
- 5年の据置期間経過後に、5年間で均等額を取崩して益金の額に算入することになります。

M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置。  
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入。**



(注) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

【出典】 経済産業省HP 令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について  
([https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_k/pdf/zeiseikaisei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf))

(※1) 中小企業者とは、中小企業等経営強化法の中小企業者等であって租税特別措置法の中小企業者に該当するものをいいます。

(※2) 取得価額は10億円以下である必要があります。

経済産業省作成「令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について」より一部抜粋

### 適用時期

改正中小企業者等経営強化法の施行の日から令和6年3月31日までに経営力向上計画の認定を受けた株式等の取得について適用